

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年4月24日提出
【計算期間】	第4期中(自 2024年8月1日至 2025年1月31日)
【ファンド名】	日興ＦＷＳ・日本株クオリティ 日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ 日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり） 日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし） 日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり） 日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし） 日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり） 日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし） 日興ＦＷＳ・日本債アクティブ 日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり） 日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし） 日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり） 日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし） 日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ 日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり） 日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし） 日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略 日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-0911
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

（１）【投資状況】

日興ＦＷＳ・日本株クオリティ

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	2,143,373,725	97.90
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	45,904,558	2.10
合計（純資産総額）		2,189,298,283	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	2,551,363,161	97.83
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	56,475,634	2.17
合計（純資産総額）		2,607,858,795	100.00

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	277,453,421	97.35
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,518,802	2.64
合計（純資産総額）		284,992,223	100.00

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	3,297,407,397	97.44
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	86,599,067	2.56
合計（純資産総額）		3,384,026,464	100.00

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	319,176,311	97.32
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,784,631	2.67
合計（純資産総額）		327,980,942	100.00

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	7,680,946,869	98.01
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	156,239,634	1.99
合計（純資産総額）		7,837,206,503	100.00

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	163,847,638	97.50
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,175,874	2.49
合計（純資産総額）		168,043,512	100.00

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	1,812,327,707	96.82
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	59,499,584	3.18
合計（純資産総額）		1,871,847,291	100.00

日興ＦＷＳ・日本債アクティブ

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	4,182,186,836	97.63
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	101,526,617	2.37

合計（純資産総額）	4,283,733,453	100.00
-----------	---------------	--------

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	25,398,546	97.33
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	675,830	2.59
合計（純資産総額）		26,094,376	100.00

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	1,383,342,501	97.92
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	29,342,663	2.08
合計（純資産総額）		1,412,705,164	100.00

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	バミューダ	22,406,977	98.26
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	377,318	1.65
合計（純資産総額）		22,804,295	100.00

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,336,571,835	97.77
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	30,484,759	2.23
合計（純資産総額）		1,367,076,594	100.00

日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	507,767,779	97.53
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,848,858	2.47
合計（純資産総額）		520,636,637	100.00

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	34,343,945	97.42
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	889,727	2.52
合計（純資産総額）		35,253,672	100.00

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	552,596,475	96.65
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	19,147,088	3.35
合計（純資産総額）		571,763,563	100.00

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	14,341,183,908	96.81
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	472,280,051	3.19
合計（純資産総額）		14,813,483,959	100.00

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	2,432,836,730	97.60
親投資信託受益証券	日本	20,000	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	59,737,578	2.40
合計（純資産総額）		2,492,594,308	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

日興ＦＷＳ・日本株クオリティ

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	1,309,060,082	1,309,060,082	8,398	8,398
第2期 (2023年 7月31日)	1,566,518,855	1,566,518,855	9,102	9,102
第3期 (2024年 7月31日)	2,115,049,583	2,115,049,583	10,382	10,382
2024年 1月末日	1,847,418,072	-	9,481	-
2月末日	2,028,487,071	-	10,140	-
3月末日	2,077,547,385	-	10,455	-
4月末日	1,985,745,557	-	9,851	-
5月末日	2,029,630,088	-	10,082	-
6月末日	2,140,153,258	-	10,506	-
7月末日	2,115,049,583	-	10,382	-
8月末日	2,124,484,713	-	10,339	-
9月末日	2,225,503,513	-	10,662	-
10月末日	2,162,805,022	-	10,392	-
11月末日	2,145,935,389	-	10,330	-
12月末日	2,188,180,582	-	10,584	-
2025年 1月末日	2,189,298,283	-	10,496	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	964,140,004	964,140,004	10,194	10,194
第2期 (2023年 7月31日)	1,670,080,607	1,670,080,607	12,866	12,866
第3期 (2024年 7月31日)	2,305,667,402	2,305,667,402	15,442	15,442
2024年 1月末日	1,941,820,821	-	14,017	-
2月末日	2,014,826,780	-	14,616	-
3月末日	2,115,367,536	-	15,105	-
4月末日	2,164,476,821	-	14,993	-
5月末日	2,203,193,932	-	15,083	-
6月末日	2,296,866,115	-	15,511	-
7月末日	2,305,667,402	-	15,442	-
8月末日	2,260,580,932	-	15,191	-
9月末日	2,320,139,532	-	15,427	-
10月末日	2,320,921,689	-	14,894	-

11月末日	2,446,432,494	-	15,047	-
12月末日	2,621,472,949	-	15,565	-
2025年 1月末日	2,607,858,795	-	15,402	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	252,910,905	252,910,905	8,716	8,716
第2期（2023年 7月31日）	340,084,189	340,084,189	9,035	9,035
第3期（2024年 7月31日）	273,286,451	273,286,451	9,580	9,580
2024年 1月末日	307,989,165	-	9,203	-
2月末日	282,644,816	-	9,432	-
3月末日	277,130,472	-	9,572	-
4月末日	269,261,079	-	9,251	-
5月末日	277,961,478	-	9,519	-
6月末日	275,366,693	-	9,653	-
7月末日	273,286,451	-	9,580	-
8月末日	276,850,929	-	9,705	-
9月末日	282,070,637	-	10,027	-
10月末日	271,717,776	-	9,913	-
11月末日	293,715,994	-	9,962	-
12月末日	280,586,940	-	9,838	-
2025年 1月末日	284,992,223	-	9,909	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	1,375,145,971	1,375,145,971	10,542	10,542
第2期（2023年 7月31日）	2,541,161,455	2,541,161,455	12,082	12,082
第3期（2024年 7月31日）	3,143,603,085	3,143,603,085	14,794	14,794
2024年 1月末日	2,788,644,770	-	13,325	-
2月末日	3,015,554,479	-	13,953	-
3月末日	3,110,584,572	-	14,296	-
4月末日	3,075,947,777	-	14,234	-
5月末日	3,219,910,548	-	14,884	-
6月末日	3,309,355,222	-	15,430	-
7月末日	3,143,603,085	-	14,794	-
8月末日	3,014,022,579	-	14,231	-
9月末日	3,138,163,455	-	14,862	-

10月末日	3,140,014,180	-	15,434	-
11月末日	3,172,946,606	-	15,378	-
12月末日	3,408,834,988	-	15,845	-
2025年 1月末日	3,384,026,464	-	15,696	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	571,351,240	571,351,240	8,400	8,400
第2期（2023年 7月31日）	603,972,707	603,972,707	9,030	9,030
第3期（2024年 7月31日）	414,448,504	414,448,504	10,486	10,486
2024年 1月末日	485,730,893	-	10,069	-
2月末日	491,004,870	-	10,500	-
3月末日	483,973,811	-	10,788	-
4月末日	437,133,851	-	10,193	-
5月末日	447,809,009	-	10,691	-
6月末日	461,615,992	-	11,020	-
7月末日	414,448,504	-	10,486	-
8月末日	408,508,818	-	10,762	-
9月末日	417,549,216	-	11,000	-
10月末日	377,366,456	-	11,228	-
11月末日	339,763,169	-	11,496	-
12月末日	325,162,737	-	11,361	-
2025年 1月末日	327,980,942	-	11,459	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	3,088,379,896	3,088,379,896	9,533	9,533
第2期（2023年 7月31日）	4,792,982,370	4,792,982,370	11,260	11,260
第3期（2024年 7月31日）	7,272,375,521	7,272,375,521	15,313	15,313
2024年 1月末日	6,115,092,008	-	13,683	-
2月末日	6,574,809,787	-	14,618	-
3月末日	6,858,443,585	-	15,189	-
4月末日	6,877,090,090	-	14,805	-
5月末日	7,369,955,358	-	15,807	-
6月末日	7,813,885,785	-	16,670	-
7月末日	7,272,375,521	-	15,313	-
8月末日	7,088,104,058	-	14,844	-

9月末日	7,425,089,387	-	15,338	-
10月末日	7,219,098,036	-	16,530	-
11月末日	7,550,898,205	-	16,807	-
12月末日	7,917,006,341	-	17,361	-
2025年 1月末日	7,837,206,503	-	17,228	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	114,971,448	114,971,448	7,259	7,259
第2期（2023年 7月31日）	204,789,868	204,789,868	7,526	7,526
第3期（2024年 7月31日）	177,732,841	177,732,841	7,191	7,191
2024年 1月末日	194,066,606	-	6,985	-
2月末日	197,500,183	-	7,167	-
3月末日	183,251,846	-	7,260	-
4月末日	178,893,655	-	7,087	-
5月末日	179,633,945	-	7,301	-
6月末日	180,004,235	-	7,316	-
7月末日	177,732,841	-	7,191	-
8月末日	177,437,229	-	7,385	-
9月末日	186,323,629	-	7,854	-
10月末日	184,324,469	-	7,650	-
11月末日	176,653,584	-	7,332	-
12月末日	167,491,653	-	7,186	-
2025年 1月末日	168,043,512	-	7,210	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	564,756,396	564,756,396	8,866	8,866
第2期（2023年 7月31日）	1,130,765,879	1,130,765,879	9,997	9,997
第3期（2024年 7月31日）	1,631,534,415	1,631,534,415	11,087	11,087
2024年 1月末日	1,304,878,097	-	10,063	-
2月末日	1,411,011,648	-	10,567	-
3月末日	1,464,321,211	-	10,819	-
4月末日	1,534,083,213	-	10,890	-
5月末日	1,636,549,946	-	11,407	-
6月末日	1,688,832,992	-	11,693	-
7月末日	1,631,534,415	-	11,087	-

8月末日	1,593,684,335	-	10,775	-
9月末日	1,744,205,571	-	11,570	-
10月末日	1,846,004,803	-	11,901	-
11月末日	1,822,395,665	-	11,352	-
12月末日	1,877,580,316	-	11,615	-
2025年 1月末日	1,871,847,291	-	11,473	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・日本債アクティブ

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	2,267,009,695	2,267,009,695	9,753	9,753
第2期（2023年 7月31日）	3,211,778,699	3,211,778,699	9,588	9,588
第3期（2024年 7月31日）	3,766,209,193	3,766,209,193	9,317	9,317
2024年 1月末日	3,682,697,194	-	9,463	-
2月末日	3,719,593,752	-	9,503	-
3月末日	3,688,079,565	-	9,506	-
4月末日	3,635,341,011	-	9,370	-
5月末日	3,692,489,793	-	9,272	-
6月末日	3,712,661,160	-	9,266	-
7月末日	3,766,209,193	-	9,317	-
8月末日	3,808,210,269	-	9,376	-
9月末日	3,895,106,368	-	9,427	-
10月末日	4,150,846,856	-	9,370	-
11月末日	4,098,732,281	-	9,324	-
12月末日	4,319,337,782	-	9,330	-
2025年 1月末日	4,283,733,453	-	9,307	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	99,280,354	99,280,354	8,844	8,844
第2期（2023年 7月31日）	90,401,046	90,401,046	8,003	8,003
第3期（2024年 7月31日）	38,344,060	38,344,060	7,867	7,867
2024年 1月末日	55,395,201	-	7,958	-
2月末日	45,943,313	-	7,861	-
3月末日	38,108,783	-	7,934	-
4月末日	37,058,691	-	7,723	-
5月末日	37,144,233	-	7,726	-
6月末日	37,518,509	-	7,804	-

7月末日	38,344,060	-	7,867	-
8月末日	38,233,906	-	7,957	-
9月末日	38,379,738	-	7,988	-
10月末日	44,387,493	-	7,847	-
11月末日	27,525,828	-	7,873	-
12月末日	26,148,204	-	7,782	-
2025年 1月末日	26,094,376	-	7,766	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	178,249,218	178,249,218	10,225	10,225
第2期（2023年 7月31日）	453,736,461	453,736,461	10,216	10,216
第3期（2024年 7月31日）	1,322,111,799	1,322,111,799	11,531	11,531
2024年 1月末日	1,190,467,373	-	10,935	-
2月末日	1,196,152,493	-	11,061	-
3月末日	1,229,508,890	-	11,262	-
4月末日	1,232,372,215	-	11,266	-
5月末日	1,277,118,466	-	11,491	-
6月末日	1,332,153,177	-	11,816	-
7月末日	1,322,111,799	-	11,531	-
8月末日	1,294,135,024	-	11,159	-
9月末日	1,351,335,081	-	11,368	-
10月末日	1,377,511,874	-	11,623	-
11月末日	1,363,018,694	-	11,447	-
12月末日	1,445,097,456	-	11,746	-
2025年 1月末日	1,412,705,164	-	11,525	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	37,980,878	37,980,878	8,047	8,047
第2期（2023年 7月31日）	47,736,627	47,736,627	8,034	8,034
第3期（2024年 7月31日）	26,414,802	26,414,802	8,394	8,394
2024年 1月末日	34,483,284	-	8,164	-
2月末日	30,596,552	-	8,217	-
3月末日	26,106,672	-	8,384	-
4月末日	25,546,707	-	8,204	-
5月末日	25,747,414	-	8,268	-

6月末日	25,894,737	-	8,316	-
7月末日	26,414,802	-	8,394	-
8月末日	25,738,527	-	8,548	-
9月末日	26,100,387	-	8,668	-
10月末日	24,479,854	-	8,518	-
11月末日	24,596,612	-	8,559	-
12月末日	22,513,954	-	8,444	-
2025年 1月末日	22,804,295	-	8,553	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	215,264,937	215,264,937	9,766	9,766
第2期（2023年 7月31日）	552,986,551	552,986,551	11,056	11,056
第3期（2024年 7月31日）	1,285,756,619	1,285,756,619	13,513	13,513
2024年 1月末日	1,085,003,851	-	12,210	-
2月末日	1,126,206,888	-	12,586	-
3月末日	1,169,160,976	-	12,967	-
4月末日	1,188,774,276	-	13,182	-
5月末日	1,230,659,889	-	13,345	-
6月末日	1,292,907,706	-	13,817	-
7月末日	1,285,756,619	-	13,513	-
8月末日	1,274,623,727	-	13,066	-
9月末日	1,302,492,032	-	13,095	-
10月末日	1,285,011,106	-	13,818	-
11月末日	1,295,064,951	-	13,760	-
12月末日	1,369,911,319	-	14,194	-
2025年 1月末日	1,367,076,594	-	14,144	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	243,020,514	243,020,514	9,491	9,491
第2期（2023年 7月31日）	317,325,733	317,325,733	9,310	9,310
第3期（2024年 7月31日）	411,619,684	411,619,684	8,724	8,724
2024年 1月末日	402,583,592	-	9,022	-
2月末日	373,172,602	-	8,648	-
3月末日	394,316,678	-	9,080	-
4月末日	411,131,041	-	9,084	-

5月末日	401,292,738	-	8,749	-
6月末日	405,236,456	-	8,793	-
7月末日	411,619,684	-	8,724	-
8月末日	425,584,137	-	9,003	-
9月末日	429,599,545	-	8,908	-
10月末日	487,321,408	-	8,523	-
11月末日	485,458,568	-	8,550	-
12月末日	492,739,939	-	8,608	-
2025年 1月末日	520,636,637	-	8,928	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	63,768,882	63,768,882	8,664	8,664
第2期（2023年 7月31日）	67,783,575	67,783,575	7,526	7,526
第3期（2024年 7月31日）	48,459,524	48,459,524	7,803	7,803
2024年 1月末日	62,402,260	-	7,490	-
2月末日	55,701,949	-	7,400	-
3月末日	52,276,465	-	7,551	-
4月末日	49,516,555	-	7,153	-
5月末日	48,977,580	-	7,246	-
6月末日	49,919,077	-	7,385	-
7月末日	48,459,524	-	7,803	-
8月末日	49,503,408	-	8,129	-
9月末日	50,391,530	-	8,353	-
10月末日	44,327,942	-	8,183	-
11月末日	39,552,045	-	8,383	-
12月末日	35,651,005	-	7,793	-
2025年 1月末日	35,253,672	-	7,706	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	317,394,814	317,394,814	10,690	10,690
第2期（2023年 7月31日）	394,763,027	394,763,027	10,255	10,255
第3期（2024年 7月31日）	601,708,453	601,708,453	12,441	12,441
2024年 1月末日	524,955,160	-	11,110	-
2月末日	519,788,054	-	11,250	-
3月末日	543,021,887	-	11,591	-

4月末日	534,323,420	-	11,337	-
5月末日	556,099,799	-	11,682	-
6月末日	583,225,406	-	12,197	-
7月末日	601,708,453	-	12,441	-
8月末日	601,123,038	-	12,294	-
9月末日	631,593,654	-	12,772	-
10月末日	576,349,070	-	13,301	-
11月末日	589,087,865	-	13,499	-
12月末日	579,513,388	-	13,120	-
2025年 1月末日	571,763,563	-	12,769	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	4,483,998,078	4,483,998,078	8,904	8,904
第2期 (2023年 7月31日)	7,538,156,131	7,538,156,131	8,606	8,606
第3期 (2024年 7月31日)	11,721,974,025	11,721,974,025	8,432	8,432
2024年 1月末日	8,757,830,607	-	8,456	-
2月末日	9,057,374,813	-	8,548	-
3月末日	9,752,502,532	-	8,627	-
4月末日	10,141,384,355	-	8,503	-
5月末日	10,284,367,390	-	8,334	-
6月末日	11,131,475,230	-	8,325	-
7月末日	11,721,974,025	-	8,432	-
8月末日	11,826,273,117	-	8,368	-
9月末日	11,959,841,062	-	8,283	-
10月末日	13,844,664,879	-	8,328	-
11月末日	14,300,904,489	-	8,355	-
12月末日	14,610,664,198	-	8,391	-
2025年 1月末日	14,813,483,959	-	8,324	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	1,503,654,938	1,503,654,938	9,592	9,592
第2期 (2023年 7月31日)	2,036,056,802	2,036,056,802	8,696	8,696
第3期 (2024年 7月31日)	2,244,778,776	2,244,778,776	8,399	8,399
2024年 1月末日	2,111,281,410	-	8,106	-
2月末日	2,092,885,992	-	8,137	-

3月末日	2,118,488,366	-	8,291	-
4月末日	2,153,214,489	-	8,369	-
5月末日	2,220,288,904	-	8,420	-
6月末日	2,218,973,972	-	8,355	-
7月末日	2,244,778,776	-	8,399	-
8月末日	2,185,037,963	-	8,108	-
9月末日	2,201,946,206	-	8,139	-
10月末日	2,499,848,307	-	7,909	-
11月末日	2,482,623,197	-	8,018	-
12月末日	2,427,312,882	-	7,735	-
2025年 1月末日	2,492,594,308	-	7,936	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

日興ＦＷＳ・日本株クオリティ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
--	------	--------------

第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・日本債アクティブ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0

【収益率の推移】

日興ＦＷＳ・日本株クオリティ

	収益率（％）
第1期	16.0
第2期	8.4
第3期	14.1
第4期（中間期）	1.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ

	収益率（％）
第1期	1.9
第2期	26.2
第3期	20.0
第4期（中間期）	0.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	12.8
第2期	3.7
第3期	6.0
第4期（中間期）	3.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	5.4
第2期	14.6
第3期	22.4
第4期（中間期）	6.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	16.0
第2期	7.5
第3期	16.1
第4期（中間期）	9.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	4.7
第2期	18.1
第3期	36.0
第4期（中間期）	12.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	27.4
第2期	3.7
第3期	4.5
第4期（中間期）	0.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	11.3
第2期	12.8
第3期	10.9
第4期（中間期）	3.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・日本債アクティブ

	収益率（％）
第1期	2.5
第2期	1.7

第3期	2.8
第4期（中間期）	0.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	11.6
第2期	9.5
第3期	1.7
第4期（中間期）	1.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	2.3
第2期	0.1
第3期	12.9
第4期（中間期）	0.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	19.5
第2期	0.2
第3期	4.5
第4期（中間期）	1.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	2.3
第2期	13.2
第3期	22.2
第4期（中間期）	4.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ

	収益率（％）
第1期	5.1
第2期	1.9
第3期	6.3
第4期（中間期）	2.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	13.4
第2期	13.1
第3期	3.7
第4期（中間期）	1.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	6.9
第2期	4.1
第3期	21.3
第4期（中間期）	2.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略

	収益率（％）
第1期	11.0
第2期	3.3
第3期	2.0
第4期（中間期）	1.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略

	収益率（％）
第1期	4.1
第2期	9.3
第3期	3.4
第4期（中間期）	5.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（参考）

（１）投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2025年1月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	1,398,614,600	27.15
特殊債券	日本	1,907,168,543	37.02
社債券	日本	299,762,800	5.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,545,924,366	30.01
合計（純資産総額）		5,151,470,309	100.00

２【設定及び解約の実績】

日興ＦＷＳ・日本株クオリティ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,631,801,157	73,048,333
第2期	643,450,337	481,186,405
第3期	654,374,660	338,166,657
第4期（中間期）	249,838,739	201,198,339

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,046,330,644	100,578,955
第2期	735,593,123	383,254,324
第3期	630,331,991	435,320,948
第4期（中間期）	270,063,214	69,965,053

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	318,632,536	28,454,332
第2期	220,669,190	134,439,806
第3期	104,085,840	195,218,944
第4期（中間期）	33,579,190	31,242,174

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,403,547,329	99,040,665
第2期	1,042,206,473	243,490,237
第3期	551,891,702	530,210,843
第4期（中間期）	295,467,183	264,329,082

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	719,572,921	39,366,966
第2期	336,512,551	347,858,250
第3期	47,237,674	320,863,695
第4期（中間期）	2,259,573	111,278,650

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	3,551,695,036	312,003,372
第2期	1,689,873,278	672,851,503
第3期	1,749,435,114	1,257,031,979
第4期（中間期）	491,962,569	692,091,042

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	168,137,512	9,746,786
第2期	215,261,304	101,546,332
第3期	52,872,815	77,812,709
第4期（中間期）	3,840,495	17,941,432

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	654,278,105	17,314,371
第2期	617,626,246	123,472,377
第3期	559,863,132	219,384,415
第4期（中間期）	239,169,065	79,200,957

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・日本債アクティブ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,436,467,036	112,065,808
第2期	1,413,276,325	387,749,238
第3期	1,268,498,436	576,016,058
第4期（中間期）	791,808,488	231,432,024

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	119,979,230	7,720,650
第2期	47,106,188	46,402,529
第3期	12,405,160	76,628,487
第4期（中間期）	8,514,155	23,652,325

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	183,726,162	9,397,516
第2期	320,760,031	50,943,855
第3期	813,010,504	110,535,173
第4期（中間期）	153,116,768	73,947,101

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	48,679,343	1,482,896
第2期	39,177,564	26,952,526
第3期	10,339,754	38,292,303
第4期（中間期）	15,015	4,822,140

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	231,577,978	11,158,148
第2期	342,425,888	62,664,255
第3期	538,376,403	87,060,067
第4期（中間期）	121,414,860	106,371,555

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	272,959,552	16,914,176
第2期	133,297,786	48,507,600
第3期	189,783,340	58,788,204
第4期（中間期）	134,500,418	23,195,623

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	74,823,285	1,219,150
第2期	49,561,173	33,093,784
第3期	9,634,941	37,602,522
第4期（中間期）	0	16,357,664

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	319,945,449	23,041,947
第2期	152,015,782	63,957,502
第3期	146,528,626	47,843,831
第4期（中間期）	41,351,566	77,224,827

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	5,376,690,205	340,622,233
第2期	6,083,141,223	2,359,773,982
第3期	7,107,819,393	1,965,408,036
第4期（中間期）	4,589,464,734	694,931,737

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,609,783,395	42,091,513
第2期	1,407,610,960	634,036,744
第3期	799,019,544	467,747,994
第4期（中間期）	644,379,217	175,966,341

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【日興ＦＷＳ・日本株クオリティ】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	204,721	413,031
コール・ローン	43,398,500	50,386,518
投資信託受益証券	2,073,979,659	2,143,373,725
親投資信託受益証券	19,984	20,000
未収入金	7,003,847	-
流動資産合計	2,124,606,711	2,194,193,274
資産合計	2,124,606,711	2,194,193,274
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,160,330	2,431,730
未払受託者報酬	279,894	293,918
未払委託者報酬	2,015,457	2,116,520
その他未払費用	101,447	52,823
流動負債合計	9,557,128	4,894,991
負債合計	9,557,128	4,894,991
純資産の部		
元本等		
元本	2,037,224,759	2,085,865,159
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	77,824,824	103,433,124
（分配準備積立金）	228,435,614	207,280,668
元本等合計	2,115,049,583	2,189,298,283
純資産合計	2,115,049,583	2,189,298,283
負債純資産合計	2,124,606,711	2,194,193,274

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	500	52,728
有価証券売買等損益	77,406,622	28,629,014
営業収益合計	77,407,122	28,681,742
営業費用		
支払利息	8,585	-
受託者報酬	228,174	293,918
委託者報酬	1,643,197	2,116,520
その他費用	46,267	52,823
営業費用合計	1,926,223	2,463,261
営業利益又は営業損失（ ）	75,480,899	26,218,481
経常利益又は経常損失（ ）	75,480,899	26,218,481
中間純利益又は中間純損失（ ）	75,480,899	26,218,481
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	7,003,516	396,207
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	154,497,901	77,824,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,802,290	6,386,526
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,802,290	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,386,526
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,883,335	7,392,914
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,392,914
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,883,335	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	101,094,531	103,433,124

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,037,224,759口	2,085,865,159口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0382円 (1万口当たりの純資産額10,382円)	1口当たり純資産額 1.0496円 (1万口当たりの純資産額10,496円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	1,721,016,756円	2,037,224,759円
期中追加設定元本額	654,374,660円	249,838,739円
期中一部解約元本額	338,166,657円	201,198,339円

【日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	252,539	503,766
コール・ローン	53,535,269	61,455,499
投資信託受益証券	2,254,260,502	2,551,363,161
親投資信託受益証券	19,984	20,000
未収入金	3,949,932	4,501,766
流動資産合計	2,312,018,226	2,617,844,192
資産合計	2,312,018,226	2,617,844,192
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,816,873	7,236,848
未払受託者報酬	295,907	327,959
未払委託者報酬	2,130,853	2,361,642
その他未払費用	107,191	58,948
流動負債合計	6,350,824	9,985,397
負債合計	6,350,824	9,985,397
純資産の部		
元本等		
元本	1,493,101,531	1,693,199,692
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	812,565,871	914,659,103
（分配準備積立金）	541,866,294	517,858,703
元本等合計	2,305,667,402	2,607,858,795
純資産合計	2,305,667,402	2,607,858,795
負債純資産合計	2,312,018,226	2,617,844,192

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	375	60,979
有価証券売買等損益	161,265,948	917,084
営業収益合計	161,266,323	856,105
営業費用		
支払利息	9,578	-
受託者報酬	240,812	327,959
委託者報酬	1,734,145	2,361,642
その他費用	48,887	58,948
営業費用合計	2,033,422	2,748,549
営業利益又は営業損失（　）	159,232,901	3,604,654
経常利益又は経常損失（　）	159,232,901	3,604,654
中間純利益又は中間純損失（　）	159,232,901	3,604,654
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	9,025,508	5,666,665
期首剰余金又は期首欠損金（　）	371,990,119	812,565,871
剰余金増加額又は欠損金減少額	129,096,801	137,974,126
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	129,096,801	137,974,126
剰余金減少額又は欠損金増加額	94,826,737	37,942,905
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	94,826,737	37,942,905
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	556,467,576	914,659,103

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,493,101,531口	1,693,199,692口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5442円 (1万口当たりの純資産額15,442円)	1口当たり純資産額 1.5402円 (1万口当たりの純資産額15,402円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	1,298,090,488円	1,493,101,531円
期中追加設定元本額	630,331,991円	270,063,214円
期中一部解約元本額	435,320,948円	69,965,053円

【日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	35,251	63,760
コール・ローン	7,472,748	7,778,196
投資信託受益証券	266,086,722	277,453,421
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	273,614,705	285,315,377
資産合計	273,614,705	285,315,377
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	37,706	38,541
未払委託者報酬	271,795	277,756
その他未払費用	18,753	6,857
流動負債合計	328,254	323,154
負債合計	328,254	323,154
純資産の部		
元本等		
元本	285,274,484	287,611,500
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,988,033	2,619,277
（分配準備積立金）	16,504,850	14,756,474
元本等合計	273,286,451	284,992,223
純資産合計	273,286,451	284,992,223
負債純資産合計	273,614,705	285,315,377

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	72	8,949
有価証券売買等損益	1,061,772	9,753,599
営業収益合計	1,061,844	9,762,548
営業費用		
支払利息	1,810	-
受託者報酬	41,090	38,541
委託者報酬	296,126	277,756
その他費用	9,845	6,857
営業費用合計	348,871	323,154
営業利益又は営業損失（　）	712,973	9,439,394
経常利益又は経常損失（　）	712,973	9,439,394
中間純利益又は中間純損失（　）	712,973	9,439,394
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	6,571,715	944,534
期首剰余金又は期首欠損金（　）	36,323,399	11,988,033
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,780,073	1,280,712
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,780,073	1,280,712
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,408,584	406,816
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,408,584	406,816
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	26,667,222	2,619,277

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	285,274,484口	287,611,500口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 11,988,033円	元本の欠損 2,619,277円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9580円 (1万口当たりの純資産額9,580円)	1口当たり純資産額 0.9909円 (1万口当たりの純資産額9,909円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	376,407,588円	285,274,484円
期中追加設定元本額	104,085,840円	33,579,190円
期中一部解約元本額	195,218,944円	31,242,174円

【日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	436,455	787,247
コール・ローン	92,523,299	96,037,923
投資信託受益証券	3,054,298,937	3,297,407,397
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	3,147,278,675	3,394,252,567
資産合計	3,147,278,675	3,394,252,567
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,560,709
未払受託者報酬	425,466	437,366
未払委託者報酬	3,063,657	3,149,389
その他未払費用	186,467	78,639
流動負債合計	3,675,590	10,226,103
負債合計	3,675,590	10,226,103
純資産の部		
元本等		
元本	2,124,903,759	2,156,041,860
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,018,699,326	1,227,984,604
（分配準備積立金）	782,691,904	689,744,413
元本等合計	3,143,603,085	3,384,026,464
純資産合計	3,143,603,085	3,384,026,464
負債純資産合計	3,147,278,675	3,394,252,567

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	549	109,993
有価証券売買等損益	253,442,189	186,222,182
営業収益合計	253,442,738	186,332,175
営業費用		
支払利息	15,295	-
受託者報酬	352,131	437,366
委託者報酬	2,535,680	3,149,389
その他費用	85,692	78,639
営業費用合計	2,988,798	3,665,394
営業利益又は営業損失（ ）	250,453,940	182,666,781
経常利益又は経常損失（ ）	250,453,940	182,666,781
中間純利益又は中間純損失（ ）	250,453,940	182,666,781
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,115,136	5,093,361
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	437,938,555	1,018,699,326
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,514,747	147,873,226
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,514,747	147,873,226
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,906,647	126,348,090
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,906,647	126,348,090
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	695,885,459	1,227,984,604

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,124,903,759口	2,156,041,860口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4794円 (1万口当たりの純資産額14,794円)	1口当たり純資産額 1.5696円 (1万口当たりの純資産額15,696円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	2,103,222,900円	2,124,903,759円
期中追加設定元本額	551,891,702円	295,467,183円
期中一部解約元本額	530,210,843円	264,329,082円

【日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	50,846	74,927
コール・ローン	10,778,734	9,140,543
投資信託受益証券	404,149,364	319,176,311
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	414,998,928	328,411,781
資産合計	414,998,928	328,411,781
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	63,154	51,388
未払委託者報酬	455,006	370,276
その他未払費用	32,264	9,175
流動負債合計	550,424	430,839
負債合計	550,424	430,839
純資産の部		
元本等		
元本	395,234,235	286,215,158
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,214,269	41,765,784
（分配準備積立金）	55,517,765	39,933,576
元本等合計	414,448,504	327,980,942
純資産合計	414,448,504	327,980,942
負債純資産合計	414,998,928	328,411,781

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	193	11,362
有価証券売買等損益	49,492,396	34,770,213
営業収益合計	49,492,589	34,781,575
営業費用		
支払利息	3,106	-
受託者報酬	71,933	51,388
委託者報酬	518,137	370,276
その他費用	17,349	9,175
営業費用合計	610,525	430,839
営業利益又は営業損失（ ）	48,882,064	34,350,736
経常利益又は経常損失（ ）	48,882,064	34,350,736
中間純利益又は中間純損失（ ）	48,882,064	34,350,736
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,884,187	6,640,988
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	64,887,549	19,214,269
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,403,601	276,353
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,403,601	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	276,353
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,944,478	5,434,586
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,434,586
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,944,478	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,337,825	41,765,784

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	395,234,235口	286,215,158口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0486円 (1万口当たりの純資産額10,486円)	1口当たり純資産額 1.1459円 (1万口当たりの純資産額11,459円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	668,860,256円	395,234,235円
期中追加設定元本額	47,237,674円	2,259,573円
期中一部解約元本額	320,863,695円	111,278,650円

【日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	650,676	1,339,814
コール・ローン	137,935,522	163,446,852
投資信託受益証券	7,143,237,452	7,680,946,869
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	7,281,843,634	7,845,753,535
資産合計	7,281,843,634	7,845,753,535
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,155,316	-
未払受託者報酬	964,674	1,019,904
未払委託者報酬	6,945,967	7,343,624
その他未払費用	402,156	183,504
流動負債合計	9,468,113	8,547,032
負債合計	9,468,113	8,547,032
純資産の部		
元本等		
元本	4,749,116,574	4,548,988,101
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,523,258,947	3,288,218,402
（分配準備積立金）	2,109,436,865	1,813,582,442
元本等合計	7,272,375,521	7,837,206,503
純資産合計	7,272,375,521	7,837,206,503
負債純資産合計	7,281,843,634	7,845,753,535

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	1,221	172,346
有価証券売買等損益	1,047,223,204	836,164,291
営業収益合計	1,047,224,425	836,336,637
営業費用		
支払利息	28,811	-
受託者報酬	711,644	1,019,904
委託者報酬	5,124,118	7,343,624
その他費用	173,298	183,504
営業費用合計	6,037,871	8,547,032
営業利益又は営業損失（ ）	1,041,186,554	827,789,605
経常利益又は経常損失（ ）	1,041,186,554	827,789,605
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,041,186,554	827,789,605
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	30,010,048	5,734,571
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	536,268,931	2,523,258,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,939,915	310,543,734
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	213,939,915	310,543,734
剰余金減少額又は欠損金増加額	115,270,229	367,639,313
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	115,270,229	367,639,313
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,646,115,123	3,288,218,402

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期	第4期中間計算期間
	（2024年7月31日現在）	（2025年1月31日現在）
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	4,749,116,574口	4,548,988,101口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5313円 （1万口当たりの純資産額15,313円）	1口当たり純資産額 1.7228円 （1万口当たりの純資産額17,228円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間
	（2025年1月31日現在）
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	4,256,713,439円	4,749,116,574円
期中追加設定元本額	1,749,435,114円	491,962,569円
期中一部解約元本額	1,257,031,979円	692,091,042円

【日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,594	35,615
コール・ローン	5,001,737	4,344,726
投資信託受益証券	172,908,850	163,847,638
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	177,954,165	168,247,979
資産合計	177,954,165	168,247,979
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	25,218	24,373
未払委託者報酬	181,793	175,795
その他未払費用	14,313	4,299
流動負債合計	221,324	204,467
負債合計	221,324	204,467
純資産の部		
元本等		
元本	247,165,804	233,064,867
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	69,432,963	65,021,355
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	177,732,841	168,043,512
純資産合計	177,732,841	168,043,512
負債純資産合計	177,954,165	168,247,979

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	89	5,420
有価証券売買等損益	15,059,303	405,580
営業収益合計	15,059,214	411,000
営業費用		
支払利息	1,138	-
受託者報酬	26,451	24,373
委託者報酬	190,797	175,795
その他費用	7,374	4,299
営業費用合計	225,760	204,467
営業利益又は営業損失（ ）	15,284,974	206,533
経常利益又は経常損失（ ）	15,284,974	206,533
中間純利益又は中間純損失（ ）	15,284,974	206,533
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,225,122	20,952
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	67,315,830	69,432,963
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,747,184	5,030,995
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,747,184	5,030,995
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,134,648	804,968
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,134,648	804,968
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	83,763,146	65,021,355

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	247,165,804口	233,064,867口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 69,432,963円	元本の欠損 65,021,355円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7191円 (1万口当たりの純資産額7,191円)	1口当たり純資産額 0.7210円 (1万口当たりの純資産額7,210円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	272,105,698円	247,165,804円
期中追加設定元本額	52,872,815円	3,840,495円
期中一部解約元本額	77,812,709円	17,941,432円

【日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	174,715	500,323
コール・ローン	37,037,494	61,035,462
投資信託受益証券	1,596,135,928	1,812,327,707
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	1,633,368,121	1,873,883,492
資産合計	1,633,368,121	1,873,883,492
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	210,789	242,947
未払委託者報酬	1,517,954	1,749,606
その他未払費用	104,963	43,648
流動負債合計	1,833,706	2,036,201
負債合計	1,833,706	2,036,201
純資産の部		
元本等		
元本	1,471,596,320	1,631,564,428
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	159,938,095	240,282,863
（分配準備積立金）	205,117,692	194,848,304
元本等合計	1,631,534,415	1,871,847,291
純資産合計	1,631,534,415	1,871,847,291
負債純資産合計	1,633,368,121	1,873,883,492

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	312	48,167
有価証券売買等損益	7,638,947	58,701,590
営業収益合計	7,639,259	58,749,757
営業費用		
支払利息	7,496	-
受託者報酬	164,628	242,947
委託者報酬	1,185,568	1,749,606
その他費用	46,659	43,648
営業費用合計	1,404,351	2,036,201
営業利益又は営業損失（ ）	6,234,908	56,713,556
経常利益又は経常損失（ ）	6,234,908	56,713,556
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,234,908	56,713,556
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,381,458	1,557,448
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	351,724	159,938,095
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,967	33,920,661
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,967	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	33,920,661
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,128,965	8,732,001
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	8,732,001
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,128,965	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,173,644	240,282,863

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,471,596,320口	1,631,564,428口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1087円 (1万口当たりの純資産額11,087円)	1口当たり純資産額 1.1473円 (1万口当たりの純資産額11,473円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	1,131,117,603円	1,471,596,320円
期中追加設定元本額	559,863,132円	239,169,065円
期中一部解約元本額	219,384,415円	79,200,957円

【日興ＦＷＳ・日本債アクティブ】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	467,426	865,098
コール・ローン	99,088,746	105,535,133
投資信託受益証券	3,669,921,333	4,182,186,836
親投資信託受益証券	19,984	20,000
未収入金	-	834,654
流動資産合計	3,769,497,489	4,289,441,721
資産合計	3,769,497,489	4,289,441,721
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,822,899
未払受託者報酬	437,075	508,513
未払委託者報酬	2,694,018	3,286,757
その他未払費用	157,203	90,099
流動負債合計	3,288,296	5,708,268
負債合計	3,288,296	5,708,268
純資産の部		
元本等		
元本	4,042,410,693	4,602,787,157
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	276,201,500	319,053,704
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	3,766,209,193	4,283,733,453
純資産合計	3,766,209,193	4,283,733,453
負債純資産合計	3,769,497,489	4,289,441,721

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	770	116,661
有価証券売買等損益	36,918,909	4,971,054
営業収益合計	36,918,139	4,854,393
営業費用		
支払利息	18,196	-
受託者報酬	383,900	508,513
委託者報酬	2,111,565	3,286,757
その他費用	78,343	90,099
営業費用合計	2,592,004	3,885,369
営業利益又は営業損失（ ）	39,510,143	8,739,762
経常利益又は経常損失（ ）	39,510,143	8,739,762
中間純利益又は中間純損失（ ）	39,510,143	8,739,762
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,730,386	608,892
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	138,149,616	276,201,500
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,785,419	15,631,879
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,785,419	15,631,879
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,806,447	49,135,429
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,806,447	49,135,429
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	208,950,401	319,053,704

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	4,042,410,693口	4,602,787,157口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 276,201,500円	元本の欠損 319,053,704円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9317円 (1万口当たりの純資産額9,317円)	1口当たり純資産額 0.9307円 (1万口当たりの純資産額9,307円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	3,349,928,315円	4,042,410,693円
期中追加設定元本額	1,268,498,436円	791,808,488円
期中一部解約元本額	576,016,058円	231,432,024円

【日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,018	5,831
コール・ローン	1,063,730	711,304
投資信託受益証券	37,302,505	25,398,546
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	38,391,237	26,135,681
資産合計	38,391,237	26,135,681
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	5,392	4,899
未払委託者報酬	39,133	35,586
その他未払費用	2,652	820
流動負債合計	47,177	41,305
負債合計	47,177	41,305
純資産の部		
元本等		
元本	48,738,912	33,600,742
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,394,852	7,506,366
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	38,344,060	26,094,376
純資産合計	38,344,060	26,094,376
負債純資産合計	38,391,237	26,135,681

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	17	1,132
有価証券売買等損益	1,358,834	481,761
営業収益合計	1,358,817	480,629
営業費用		
支払利息	335	-
受託者報酬	8,734	4,899
委託者報酬	63,138	35,586
その他費用	1,691	820
営業費用合計	73,898	41,305
営業利益又は営業損失（ ）	1,432,715	521,934
経常利益又は経常損失（ ）	1,432,715	521,934
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,432,715	521,934
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,307,264	149,325
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	22,561,193	10,394,852
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,654,846	5,022,671
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,654,846	5,022,671
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,183,012	1,761,576
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,183,012	1,761,576
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,214,810	7,506,366

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	48,738,912口	33,600,742口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 10,394,852円	元本の欠損 7,506,366円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7867円 (1万口当たりの純資産額7,867円)	1口当たり純資産額 0.7766円 (1万口当たりの純資産額7,766円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	112,962,239円	48,738,912円
期中追加設定元本額	12,405,160円	8,514,155円
期中一部解約元本額	76,628,487円	23,652,325円

【日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	126,458	263,688
コール・ローン	26,807,617	32,167,901
投資信託受益証券	1,296,622,469	1,383,342,501
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	1,323,576,528	1,415,794,090
資産合計	1,323,576,528	1,415,794,090
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,509,615
未払受託者報酬	171,556	188,431
未払委託者報酬	1,235,385	1,357,052
その他未払費用	57,788	33,828
流動負債合計	1,464,729	3,088,926
負債合計	1,464,729	3,088,926
純資産の部		
元本等		
元本	1,146,620,153	1,225,789,820
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	175,491,646	186,915,344
（分配準備積立金）	130,703,536	122,828,024
元本等合計	1,322,111,799	1,412,705,164
純資産合計	1,322,111,799	1,412,705,164
負債純資産合計	1,323,576,528	1,415,794,090

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	134	33,848
有価証券売買等損益	65,915,896	2,048,377
営業収益合計	65,916,030	2,082,225
営業費用		
支払利息	5,425	-
受託者報酬	118,198	188,431
委託者報酬	851,292	1,357,052
その他費用	23,913	33,828
営業費用合計	998,828	1,579,311
営業利益又は営業損失（ ）	64,917,202	502,914
経常利益又は経常損失（ ）	64,917,202	502,914
中間純利益又は中間純損失（ ）	64,917,202	502,914
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,241,465	1,006,423
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,591,639	175,491,646
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,720,094	21,120,908
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,720,094	21,120,908
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,209,675	11,206,547
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,209,675	11,206,547
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	101,777,795	186,915,344

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,146,620,153口	1,225,789,820口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1531円 (1万口当たりの純資産額11,531円)	1口当たり純資産額 1.1525円 (1万口当たりの純資産額11,525円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	444,144,822円	1,146,620,153円
期中追加設定元本額	813,010,504円	153,116,768円
期中一部解約元本額	110,535,173円	73,947,101円

【日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,535	3,907
コール・ローン	749,473	476,623
投資信託受益証券	25,755,499	22,406,977
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	26,528,491	22,907,507
資産合計	26,528,491	22,907,507
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,631	3,353
未払委託者報酬	107,976	99,307
その他未払費用	2,082	552
流動負債合計	113,689	103,212
負債合計	113,689	103,212
純資産の部		
元本等		
元本	31,468,936	26,661,811
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,054,134	3,857,516
（分配準備積立金）	906,884	767,951
元本等合計	26,414,802	22,804,295
純資産合計	26,414,802	22,804,295
負債純資産合計	26,528,491	22,907,507

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取配当金	595,863	347,845
受取利息	7	634
有価証券売買等損益	184,648	253,649
営業収益合計	780,518	602,128
営業費用		
支払利息	214	-
受託者報酬	5,632	3,353
委託者報酬	166,069	99,307
その他費用	1,304	552
営業費用合計	173,219	103,212
営業利益又は営業損失（ ）	607,299	498,916
経常利益又は経常損失（ ）	607,299	498,916
中間純利益又は中間純損失（ ）	607,299	498,916
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	34,833	74,627
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,684,858	5,054,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,395,140	774,439
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,395,140	774,439
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,105,801	2,110
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,105,801	2,110
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,753,387	3,857,516

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	31,468,936口	26,661,811口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 5,054,134円	元本の欠損 3,857,516円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8394円 (1万口当たりの純資産額8,394円)	1口当たり純資産額 0.8553円 (1万口当たりの純資産額8,553円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第3期中間計算期間 自 2023年8月1日 至 2024年1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 125,130円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 74,514円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	59,421,485円	31,468,936円
期中追加設定元本額	10,339,754円	15,015円
期中一部解約元本額	38,292,303円	4,822,140円

【日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	77,799	297,382
コール・ローン	16,492,420	36,278,324
投資信託受益証券	1,276,398,228	1,336,571,835
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	1,292,988,431	1,373,167,541
資産合計	1,292,988,431	1,373,167,541
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,233,024	612,282
未払受託者報酬	163,290	180,291
未払委託者報酬	4,769,112	5,266,017
その他未払費用	66,386	32,357
流動負債合計	7,231,812	6,090,947
負債合計	7,231,812	6,090,947
純資産の部		
元本等		
元本	951,497,799	966,541,104
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	334,258,820	400,535,490
（分配準備積立金）	242,975,068	217,560,397
元本等合計	1,285,756,619	1,367,076,594
純資産合計	1,285,756,619	1,367,076,594
負債純資産合計	1,292,988,431	1,373,167,541

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取配当金	35,811,334	49,932,544
受取利息	137	38,492
有価証券売買等損益	61,557,446	15,861,079
営業収益合計	97,368,917	65,832,115
営業費用		
支払利息	4,348	-
受託者報酬	114,032	180,291
委託者報酬	3,330,982	5,266,017
その他費用	27,571	32,357
営業費用合計	3,476,933	5,478,665
営業利益又は営業損失（ ）	93,891,984	60,353,450
経常利益又は経常損失（ ）	93,891,984	60,353,450
中間純利益又は中間純損失（ ）	93,891,984	60,353,450
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,322,074	444,299
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	52,805,088	334,258,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,795,279	42,635,385
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,795,279	42,635,385
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,820,217	37,156,464
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,820,217	37,156,464
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	196,350,060	400,535,490

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	951,497,799口	966,541,104口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3513円 (1万口当たりの純資産額13,513円)	1口当たり純資産額 1.4144円 (1万口当たりの純資産額14,144円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第3期中間計算期間 自 2023年8月1日 至 2024年1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 2,523,789円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 3,959,904円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	500,181,463円	951,497,799円
期中追加設定元本額	538,376,403円	121,414,860円
期中一部解約元本額	87,060,067円	106,371,555円

【日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	58,747	112,817
コール・ローン	12,453,669	13,762,749
投資信託受益証券	399,939,468	507,767,779
親投資信託受益証券	19,984	20,000
未収入金	1,423,407	-
流動資産合計	413,895,275	521,663,345
資産合計	413,895,275	521,663,345
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,809,072	491,703
未払受託者報酬	54,340	63,821
未払委託者報酬	391,512	459,778
その他未払費用	20,667	11,406
流動負債合計	2,275,591	1,026,708
負債合計	2,275,591	1,026,708
純資産の部		
元本等		
元本	471,830,698	583,135,493
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	60,211,014	62,498,856
（分配準備積立金）	2,985,029	2,858,451
元本等合計	411,619,684	520,636,637
純資産合計	411,619,684	520,636,637
負債純資産合計	413,895,275	521,663,345

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	81	14,158
有価証券売買等損益	10,333,852	12,704,597
営業収益合計	10,333,771	12,718,755
営業費用		
支払利息	1,784	-
受託者報酬	49,792	63,821
委託者報酬	358,858	459,778
その他費用	9,948	11,406
営業費用合計	420,382	535,005
営業利益又は営業損失（ ）	10,754,153	12,183,750
経常利益又は経常損失（ ）	10,754,153	12,183,750
中間純利益又は中間純損失（ ）	10,754,153	12,183,750
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	258,427	292,576
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,509,829	60,211,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,066,443	2,969,915
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,066,443	2,969,915
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,686,468	17,734,083
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,686,468	17,734,083
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	43,625,580	62,498,856

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	471,830,698口	583,135,493口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 60,211,014円	元本の欠損 62,498,856円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8724円 (1万口当たりの純資産額8,724円)	1口当たり純資産額 0.8928円 (1万口当たりの純資産額8,928円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	340,835,562円	471,830,698円
期中追加設定元本額	189,783,340円	134,500,418円
期中一部解約元本額	58,788,204円	23,195,623円

【日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,619	7,641
コール・ローン	1,403,085	932,105
投資信託受益証券	47,070,088	34,343,945
親投資信託受益証券	19,984	20,000
未収入金	1,566,347	-
流動資産合計	50,066,123	35,303,691
資産合計	50,066,123	35,303,691
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,544,844	-
未払受託者報酬	7,051	5,950
未払委託者報酬	51,036	43,106
その他未払費用	3,668	963
流動負債合計	1,606,599	50,019
負債合計	1,606,599	50,019
純資産の部		
元本等		
元本	62,103,943	45,746,279
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	13,644,419	10,492,607
（分配準備積立金）	98	72
元本等合計	48,459,524	35,253,672
純資産合計	48,459,524	35,253,672
負債純資産合計	50,066,123	35,303,691

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	13	1,297
有価証券売買等損益	10,528	211,096
営業収益合計	10,541	212,393
営業費用		
支払利息	298	-
受託者報酬	8,870	5,950
委託者報酬	64,049	43,106
その他費用	2,047	963
営業費用合計	75,264	50,019
営業利益又は営業損失（ ）	64,723	162,374
経常利益又は経常損失（ ）	64,723	162,374
中間純利益又は中間純損失（ ）	64,723	162,374
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	229,638	604,429
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	22,287,949	13,644,419
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,092,252	3,593,867
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,092,252	3,593,867
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,878,572	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,878,572	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	20,909,354	10,492,607

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期	第4期中間計算期間
	（2024年7月31日現在）	（2025年1月31日現在）
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	62,103,943口	45,746,279口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 13,644,419円	元本の欠損 10,492,607円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7803円 （1万口当たりの純資産額7,803円）	1口当たり純資産額 0.7706円 （1万口当たりの純資産額7,706円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間
	（2025年1月31日現在）
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	90,071,524円	62,103,943円
期中追加設定元本額	9,634,941円	-円
期中一部解約元本額	37,602,522円	16,357,664円

【日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	58,385	163,359
コール・ローン	12,376,840	19,928,574
投資信託受益証券	589,905,689	552,596,475
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	602,360,898	572,708,408
資産合計	602,360,898	572,708,408
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	268,390
未払受託者報酬	75,523	80,700
未払委託者報酬	544,054	581,316
その他未払費用	32,868	14,439
流動負債合計	652,445	944,845
負債合計	652,445	944,845
純資産の部		
元本等		
元本	483,646,577	447,773,316
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	118,061,876	123,990,247
（分配準備積立金）	101,724,192	86,106,335
元本等合計	601,708,453	571,763,563
純資産合計	601,708,453	571,763,563
負債純資産合計	602,360,898	572,708,408

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	91	15,026
有価証券売買等損益	39,869,365	15,382,766
営業収益合計	39,869,456	15,397,792
営業費用		
支払利息	2,280	-
受託者報酬	62,067	80,700
委託者報酬	447,111	581,316
その他費用	14,928	14,439
営業費用合計	526,386	676,455
営業利益又は営業損失（ ）	39,343,070	14,721,337
経常利益又は経常損失（ ）	39,343,070	14,721,337
中間純利益又は中間純損失（ ）	39,343,070	14,721,337
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	47,397	1,599,117
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,801,245	118,061,876
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,685,735	11,676,470
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,685,735	11,676,470
剰余金減少額又は欠損金増加額	417,265	18,870,319
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	417,265	18,870,319
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	52,460,182	123,990,247

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間 自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	483,646,577口	447,773,316口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2441円 (1万口当たりの純資産額12,441円)	1口当たり純資産額 1.2769円 (1万口当たりの純資産額12,769円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	384,961,782円	483,646,577円
期中追加設定元本額	146,528,626円	41,351,566円
期中一部解約元本額	47,843,831円	77,224,827円

【日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,734,147	3,998,762
コール・ローン	367,618,455	487,817,549
投資信託受益証券	11,371,091,373	14,341,183,908
親投資信託受益証券	19,984	20,000
流動資産合計	11,740,463,959	14,833,020,219
資産合計	11,740,463,959	14,833,020,219
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,555,790	4,055,256
未払受託者報酬	1,381,840	1,847,358
未払委託者報酬	9,949,514	13,301,209
その他未払費用	602,790	332,437
流動負債合計	18,489,934	19,536,260
負債合計	18,489,934	19,536,260
純資産の部		
元本等		
元本	13,901,846,570	17,796,379,567
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,179,872,545	2,982,895,608
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	11,721,974,025	14,813,483,959
純資産合計	11,721,974,025	14,813,483,959
負債純資産合計	11,740,463,959	14,833,020,219

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	2,174	471,146
有価証券売買等損益	140,111,732	123,317,140
営業収益合計	140,109,558	122,845,994
営業費用		
支払利息	54,209	-
受託者報酬	1,130,458	1,847,358
委託者報酬	8,139,550	13,301,209
その他費用	276,137	332,437
営業費用合計	9,600,354	15,481,004
営業利益又は営業損失（ ）	149,709,912	138,326,998
経常利益又は経常損失（ ）	149,709,912	138,326,998
中間純利益又は中間純損失（ ）	149,709,912	138,326,998
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	845,783	4,029,544
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,221,279,082	2,179,872,545
剰余金増加額又は欠損金減少額	199,640,571	110,516,572
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	199,640,571	110,516,572
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	426,810,626	779,242,181
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	426,810,626	779,242,181
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,599,004,832	2,982,895,608

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	13,901,846,570口	17,796,379,567口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 2,179,872,545円	元本の欠損 2,982,895,608円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8432円 (1万口当たりの純資産額8,432円)	1口当たり純資産額 0.8324円 (1万口当たりの純資産額8,324円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	8,759,435,213円	13,901,846,570円
期中追加設定元本額	7,107,819,393円	4,589,464,734円
期中一部解約元本額	1,965,408,036円	694,931,737円

【日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2024年 7月31日現在）	第4期中間計算期間 （2025年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	247,181	518,480
コール・ローン	52,399,504	63,250,538
投資信託受益証券	2,194,630,518	2,432,836,730
親投資信託受益証券	19,984	20,000
未収入金	10,968,359	4,996,603
流動資産合計	2,258,265,546	2,501,622,351
資産合計	2,258,265,546	2,501,622,351
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,931,091	6,259,266
未払受託者報酬	294,569	330,386
未払委託者報酬	2,121,170	2,379,008
その他未払費用	139,940	59,383
流動負債合計	13,486,770	9,028,043
負債合計	13,486,770	9,028,043
純資産の部		
元本等		
元本	2,672,537,648	3,140,950,524
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	427,758,872	648,356,216
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	2,244,778,776	2,492,594,308
純資産合計	2,244,778,776	2,492,594,308
負債純資産合計	2,258,265,546	2,501,622,351

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2023年 8月 1日 至 2024年 1月31日	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日
営業収益		
受取利息	552	70,783
有価証券売買等損益	143,681,341	124,249,011
営業収益合計	143,680,789	124,178,228
営業費用		
支払利息	13,528	-
受託者報酬	289,147	330,386
委託者報酬	2,082,201	2,379,008
その他費用	70,464	59,383
営業費用合計	2,455,340	2,768,777
営業利益又は営業損失（ ）	146,136,129	126,947,005
経常利益又は経常損失（ ）	146,136,129	126,947,005
中間純利益又は中間純損失（ ）	146,136,129	126,947,005
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	6,213,079	5,718,238
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	305,209,296	427,758,872
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,342,092	29,189,343
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,342,092	29,189,343
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	82,579,086	128,557,920
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	82,579,086	128,557,920
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	493,369,340	648,356,216

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第4期中間計算期間
	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,672,537,648口	3,140,950,524口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 427,758,872円	元本の欠損 648,356,216円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8399円 (1万口当たりの純資産額8,399円)	1口当たり純資産額 0.7936円 (1万口当たりの純資産額7,936円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期中間計算期間 (2025年1月31日現在)
期首元本額	2,341,266,098円	2,672,537,648円
期中追加設定元本額	799,019,544円	644,379,217円
期中一部解約元本額	467,747,994円	175,966,341円

（参考）

「日興FWS・日本株クオリティ」、「日興FWS・日本株市場型アクティブ」、「日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・日本債アクティブ」、「日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・Jリートアクティブ」、「日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略」および「日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
（1）貸借対照表

(単位：円)	
(2025年1月31日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	12,779,307
コール・ローン	1,558,975,129
国債証券	1,398,614,600
特殊債券	1,907,168,543
社債券	299,762,800
未収利息	2,303,759
前払費用	58,492

流動資産合計	5,179,662,630
資産合計	5,179,662,630
負債の部	
流動負債	
未払解約金	28,192,321
流動負債合計	28,192,321
負債合計	28,192,321
純資産の部	
元本等	
元本	5,073,414,206
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	78,056,103
元本等合計	5,151,470,309
純資産合計	5,151,470,309
負債純資産合計	5,179,662,630

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（ 2025年1月31日現在 ）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	5,073,414,206口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 1.0154円 （ １万口当たりの純資産額10,154円 ）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（ 2025年1月31日現在 ）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（2025年1月31日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,316,760,836円
同期中における追加設定元本額	3,634,442,589円
同期中における一部解約元本額	3,877,789,219円
2025年1月31日現在の元本の内訳	
ＳＭＢＣファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・Ｊ－ＲＥＩＴ	984,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・Ｇ－ＲＥＩＴ	93,018,163円
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国株	984,543円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	89,718,432円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	61,111,034円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	136,874,567円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	68,341,252円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	54,958,024円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	964,891,078円
ＤＣ日本国債プラス	900,254,583円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	433,260円

日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
米国分散投資戦略ファンド（１倍コース）	648,620,693円
米国分散投資戦略ファンド（３倍コース）	378,650,647円
米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）	445,153円
グローバルＤＸ関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルＤＸ関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興ＦＷＳ・日本株クオリティ	19,697円
日興ＦＷＳ・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・日本債アクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
トータルヘッジ用ファンドＳＭＴ１号＜適格機関投資家限定＞	1,113,669,480円
合 計	5,073,414,206円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額および株式数

	2025年1月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近５年間における資本金の額の増減
該当ありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年1月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	655	13,839,740
単位型株式投資信託	80	645,611
追加型公社債投資信託	1	22,862
単位型公社債投資信託	140	213,277
合 計	876	14,721,493

（３）【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

5【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第40期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,742,400	66,540,261
金銭の信託	12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託	300,046	300,051
前払費用	546,900	583,635
未収入金	437,880	193,837
未収委託者報酬	11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬	2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬	344,586	406,420
未収収益	35,477	84,166
その他の流動資産	8,423	43,391
流動資産合計	65,762,982	109,410,202
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,361,305	1,265,924
器具備品	559,057	516,485
土地	710	710
リース資産	4,114	1,782
建設仮勘定	81,240	-
有形固定資産合計	2,006,427	1,784,901
無形固定資産		
ソフトウェア	2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定	508,956	101,101
のれん	3,045,409	2,740,868
顧客関連資産	11,445,340	9,332,065
電話加入権	12,706	12,706
商標権	36	30
無形固定資産合計	17,426,744	14,793,389
投資その他の資産		
投資有価証券	9,222,276	9,976,957
関係会社株式	11,850,598	1,927,221
長期差入保証金	1,388,987	1,361,654
長期前払費用	80,207	44,009

会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	-	716,093
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	22,611,799	14,095,666
固定資産合計	42,044,971	30,673,957
資産合計	107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	142,558	50,045
評価・換算差額等合計	142,558	50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	61,471,271	69,953,226
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916
その他営業収益		
サービス支援手数料	208,222	319,553
その他	22,995	8,758
営業収益計	71,954,296	82,731,642
営業費用		
支払手数料	28,036,456	32,014,851
広告宣伝費	294,588	320,694
調査費		
調査費	3,749,357	4,637,211
委託調査費	11,455,987	12,412,033
営業雑経費		
通信費	61,068	56,291
印刷費	452,951	457,187
協会費	38,701	38,305
諸会費	33,447	30,484
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275
販売促進費	29,621	31,339
その他	197,696	253,344
営業費用合計	49,417,495	55,520,019
一般管理費		
給料		
役員報酬	219,872	232,329
給料・手当	7,807,797	8,043,456
賞与	1,042,472	1,073,375
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060
交際費	27,713	57,134
寄付金	25,518	26,400
事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,755	11,021,392
受取利息	1,373	2,840

金銭の信託運用益		-	199,056
時効成立分配金・償還金		521	461
原稿・講演料		2,281	2,143
投資有価証券償還益		119,033	5,384
投資有価証券売却益		25,848	12,261
為替差益		5,816	-
雑収入		91,814	129,137
営業外収益合計		248,443	11,372,678
営業外費用			
金銭の信託運用損		454,339	-
投資有価証券償還損		83,598	10,829
投資有価証券売却損		152,691	48,575
為替差損		-	4,701
営業外費用合計		690,629	64,106
経常利益		3,347,770	17,680,450
特別利益			
子会社株式売却益	1	-	14,096,622
特別利益合計		-	14,096,622
特別損失			
固定資産除却損	2	13,203	12,385
早期退職費用	3	126,832	-
支払補償費	4	30,075	-
特別損失合計		170,111	12,385
税引前当期純利益		3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税		1,622,064	7,802,794
法人税等調整額		541,433	1,314,394
法人税等合計		1,080,631	6,488,400
当期純利益		2,097,028	25,276,287

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金			

	利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	2,540,254	2,540,254			2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			439,697	439,697	439,697
当期変動額合計	443,225	443,225	439,697	439,697	882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

す。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	12,514千円	- 千円

（損益計算書関係）

1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	2,482千円	9,039千円
器具備品	4,273千円	2,987千円
リース資産	532千円	- 千円
ソフトウェア	5,915千円	358千円

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度(自 2022年4月１日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	-
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	12,645,575	12,645,575	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,182,466	9,182,466	-
資産計	21,828,042	21,828,042	-

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
その他有価証券		
(1)非上場株式	39,809	40,370
(2)組合出資金等	-	643,909
合計	39,809	684,279
子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	12,645,575	-	12,645,575
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,182,466	-	9,182,466
資産計	-	21,828,042	-	21,828,042

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	256,815
小計	6,038,462	6,295,278	256,815
合計	9,182,466	9,349,645	167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	12,781	34,405
退職給付の支払額	479,583	466,321
過去勤務費用の発生額	-	20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	12,781	34,405
過去勤務費用の費用処理額	-	20,064
その他	39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.230%	0.440%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度241,556千円、当事業年度264,552千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	193,662	198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	-
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	550,493	716,093

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.0	10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	1.3	-
その他	1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却（売却価格）	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(１株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2,587.21円	3,289.22円
1株当たり当期純利益	61.91円	746.27円

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		47,554,844
金銭の信託		32,385,266
顧客分別金信託		500,088
前払費用		668,897
未収委託者報酬		14,766,695
未収運用受託報酬		3,912,269
未収投資助言報酬		414,955
未収収益		95,923
その他		107,185
流動資産合計		100,406,126
固定資産		
有形固定資産	1	1,723,779
無形固定資産		
のれん		2,588,598
顧客関連資産		8,275,427
その他		2,669,494
無形固定資産合計		13,533,520
投資その他の資産		
投資有価証券		8,628,900
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		851,984
その他		1,484,455
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		12,871,811
固定資産合計		28,129,111
資産合計		128,535,237
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		35,815
その他の預り金		102,081
未払金		6,905,143
未払費用		6,996,236
未払法人税等		1,639,174
前受収益		20,339
賞与引当金		2,605,528
その他	2	864,362

流動負債合計	19,168,682
固定負債	
退職給付引当金	5,101,556
固定負債合計	5,101,556
負債合計	24,270,238
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	19,992,998
利益剰余金合計	20,277,244
株主資本合計	104,373,190
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	108,191
評価・換算差額等合計	108,191
純資産合計	104,264,998
負債純資産合計	128,535,237

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		38,900,518
運用受託報酬		5,763,952
投資助言報酬		699,359
その他の営業収益		206,638
営業収益計		45,570,468
営業費用		30,344,119
一般管理費	1	10,363,314
営業利益		4,863,035
営業外収益	2	482,490
営業外費用	3	179,370
経常利益		5,166,155
特別損失	4	0
税引前中間純利益		5,166,155
法人税、住民税及び事業税		1,475,655
法人税等調整額		64,954
法人税等合計		1,410,700
中間純利益		3,755,454

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当中間期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
中間純利益						3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	7,082,964
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			58,146	58,146	58,146
当中間期変動額合計	7,082,964	7,082,964	58,146	58,146	7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	108,191	108,191	104,264,998

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（２）金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,996,227千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10,000,000千円

借入実行残高 -

差引額 10,000,000千円

（中間損益計算書関係）

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	134,998千円
無形固定資産	1,537,662千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	387,174千円
投資有価証券売却益	798千円
為替差益	6,926千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	11,765千円
投資有価証券償還損	124,882千円
投資有価証券売却損	93千円
投資事業組合運用損	42,628千円
4. 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	0千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

（リース取引関係）

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1. オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	1,145,406千円
1年超	5,081,701千円
合 計	6,227,108千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
----	------------	----	----

(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,511,892	7,511,892	-
資産計	39,897,158	39,897,158	-

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1．金融商品の時価等に関する事項及び2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	32,385,266	-	32,385,266
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,511,892	-	7,511,892
資産計	-	39,897,158	-	39,897,158

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559

(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 投資信託等	4,197,965	4,313,296	115,330
小計	4,197,965	4,313,296	115,330
合計	7,511,892	7,613,663	101,770

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,117,008千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	3,078円38銭
1株当たり中間純利益	110円87銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

独立監査人の監査報告書

2024年 6 月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本株クオリティの2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・日本株クオリティの2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本株市場型アクティブの2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・日本株市場型アクティブの2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本債アクティブの2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・日本債アクティブの2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Jリートアクティブの2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Jリートアクティブの2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略の2024年8月1日から2025年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略の2025年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。